

裁判員に分かりやすい立証等に向けた警察の取組について  
(第6回裁判員制度に関する検討会)

1 総論

2 各論

(1) 警察庁としての取組

ア 「裁判員制度の実施に向けた捜査運営上の留意事項について」の  
発出（平成18年4月）

イ 実況見分調書の作成に関する犯罪捜査規範の改正（平成19年8月）

○ 犯罪捜査規範104条4項の新設

「前3項の規定により、実況見分調書を作成するに当たっては、  
写真をはり付けた部分にその説明を付記するなど、分かりやすい  
実況見分調書となるよう工夫しなければならない。」

ウ 都道府県警に対する指導・教養

(2) 都道府県警における取組例

ア 実況見分調書、検証調書、鑑定書等の書類作成に関する取組例

イ 証人出廷時の取組例

ウ その他

3 終わりに